

月次総会議事録

令和4年（第6回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年6月24日（金）

加古川市役所新館6階 161会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

1 佃 辰雄	16 原 靖	17 佐伯 眞究
--------	--------	----------

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

農林水産課

農政係長	畑中 慎介	書記	猿木 真吾
振興係長	川田 英明	書記	安富 優太

現地調査（東地区）

6月20日（月） 午前10時00分から

馬田会長、井郷総務委員長、坂田委員、田川委員 事務局2名

（西地区）

6月20日（月） 午後1時15分から

馬田会長、井郷総務委員長、山本委員、井相田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第6回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、8番 丸山 良作委員、13番 藤本 毅委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第62号を議題といたします。議案第62号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧願います。
この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱に基づき、別段面積及び区域の指定をしようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第62号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の決定について。

1 志方町西山85-1、 平米。現行の別段面積 30アール、変更後の別段面積 1アール、狭小農地特例の適用。

この土地は所有者による耕作が困難になりつつある農地で、加古川市農地情報バンクに登録されており、将来遊休化する恐れがあると考えられます。

この案件につきましては、別段面積及び区域の指定について申請があったもので、事務局の書面審査、定例現地調査、並びに譲受予定者である
 氏への聞き取り調査により、狭小農地の特例の要件を満たしているものと

考えております。

なお、この案件が可決され、申請者の方が農地法第3条許可申請書を提出されましたら、内容が変わらない限り、会長専決により直ちに許可書を交付し、直近の月次総会に報告することとなります。また、許可後には別段面積を従来に戻す議案を提出させていただく予定です。

以上、よろしくご審議願います。

議長 1番の案件について、現地調査並びに聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。議案第62号に係る新設農家の聞き取り調査結果を報告します。

聞き取りは、令和4年6月20日午後4時10分より午後4時35分までの間、農業委員室にて、馬田会長、井郷委員、井相田委員と私、事務局職員3名で、譲受予定人 ■■■■■さんから、農地取得等の経緯並びに営農計画について聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、この申請に至った経緯、理由については、譲受予定人である ■■■■■さんは ■■■■■に居住されており、譲渡人である ■■■■■さんの農地を手伝うお父様の様子をみて過ごされていましたが、2年前にお父様が病気になられたため畑作業をするようになったそうです。子育てから手が離れて時間に余裕ができ、会社勤めも残りわずかになりつつあるなか、譲渡人から自宅に隣接するこの農地についての話があり、申請に至ったとのことでした。

営農計画・作付け計画については、2月から6月にかけては夏野菜を、6月から10月にかけては黒豆を、10月から5月まではエンドウ、イチゴ、玉ねぎの栽培を予定されています。生産物については自家消費で、できた野菜が食卓に並べられれば家計の助けにもなると計画されているようです。

地元水利組合や農業団体との調整については、水利組合・農業団体と調整済で、問題ないとの回答でした。また、譲渡人が近くにおり、困ったことはいつでも相談できるとも話されていました。

農作物に与える水については、既に風呂の残り湯を活用されるなど工夫しておられるようです。聞き取り調査に出席した農業委員から、栽培作業のほか雑草対策も重要であることの話があり、永く健康でいられるよう適度に体を動かし、無理のない範囲で耕作していきたいと意欲をみせておられました。

聞き取り調査、及び、現地調査の結果から、申請者の営農について、問題はないかと思えます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第62号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第62号について、別段面積を設定することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第62号について、別段面積を設定することに決定いたします。

議長 次に、議案第63号を議題といたします。

議案第63号の16件については、5月11日から6月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第64号を議題といたします。

議案第64号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さん。賃貸露天資材置場用地、整地のみ

2 平荘町里■■■■、■■■■平米。■■■■さん。グランドゴルフ練習場、始末書添付。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び現地調査による、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

坂田委員 議席番号4番 坂田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、田川委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第64号1番。申請の土地の位置は石守の南、現況は畑。申請地の周囲は、東が水路、西が畑、南が水路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、佃委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号15番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第64号2番。申請の土地の位置は里の中、現況は畑及び宅地。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第64号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。2番のグランドゴルフの練習場ですが、個人で申請がなされていますが、実際の利用状況等、町内会とか老人会とかありますが、利用について教えていただけますか。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 今回のグランドゴルフ練習場の事業詳細ですが、申請者が近所の仲間と練習するとなっています。自治会とかではなく、あくまで仲間内での利用となっております。

藤本委員 はい、結構です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第64号について、許可相当の意見書を

添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第64号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第65号を議題といたします。
議案第65号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん外1名へ。進入路用地、始末書添付。

2 東神吉町升田■■■■、■■■■平米 他1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。露天資材置場用地、整地のみ。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

坂田委員 議席番号4番 坂田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、田川委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第65号1番。申請の土地の位置は福留の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が分筆田、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、佃委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号15番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第65号2番。申請の土地の位置は升田の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、[REDACTED]については、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地となっており、[REDACTED]については、東が畑、西が雑種地、南が畑、北が道路となっており、いずれも隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第65号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第65号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第65号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第66号を議題といたします。

議案第66号の2件については、5月11日から6月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第67号を議題といたします。

議案第67号の19件については、5月11日から6月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第68号を議題といたします。

議案第68号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認

のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第68号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。

■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

なお、この案件では、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員の報告をお願いします。

井相田委員 議席番号15番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第68号1番。申請の土地の位置は井ノ口の西。申請地の状況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、堀本委員、藤野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第68号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。確認ですが、写真で見る限り、農業用倉庫なのかよくわからないのですが、現地調査された方から、報告をいただければと思います。建物なんですよ。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 通路があつてその奥に建物、農業用倉庫があります。

議長 よろしいでしょうか。
ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようですので、議案第68号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第68号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第69号を議題といたします。
議案第69号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第69号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町大野 []、 [] 平米。 [] さん、昭和30年頃。

2 神野町石守 []、 [] 平米。 [] さん、平成4年以前。

3 神野町福留 []、 [] 平米。 [] さん、昭和37年頃。

4 上荘町薬栗 []、 [] 平米。 [] さん、昭和50年頃。

議案書18ページをご覧ください。

5 東神吉町升田 []、 [] 平米、他1筆、計 [] 平米。 [] さん、 [] 番は昭和40年10月頃、 [] 番は昭和36年4月頃。

6 西神吉町辻 []、 [] 平米。 [] さん、昭和52年4月頃。

7 志方町投松 []、 [] 平米、他1筆、計 [] 平米。 [] さん、昭和45年12月頃。

8 志方町西中 []、 [] 平米、他1筆、計 [] 平米。 [] さん、平成元年頃。

議案書19ページをご覧ください。

9 志方町成井 []、 [] 平米。 [] さん、平成3年頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、坂田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第69号の1番。申請の土地の位置は大野の北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は高瀬推進委員でした。

続いて、議案第69号の2番。申請の土地の位置は石守の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

続いて、議案第69号の3番。申請の土地の位置は福留の中。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は佃委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、4番から9番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、井相田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第69号の4番。申請の土地の位置は薬栗の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は堀本委員、藤野推進委員でした。

続いて、議案第69号の5番。申請の土地の位置は升田の西。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、磯野推進委員でした。

続いて、議案第69号の6番。申請の土地の位置は辻の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は増田推進委員でした。

続いて、議案第69号の7番。申請の土地の位置は投松の南。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

続いて、議案第69号の8番。申請の土地の位置は西中の北。申請地の状況は原野となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は東田委員、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

続いて、議案第69号の9番。申請の土地の位置は成井の北。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第69号について、ご意見を承ります。

岡本委員 議席番号7番 岡本です。宅地で家が建っているところがありますが、固定資産税はどうなっているのでしょうか。

議長 資産税課の課税対象は宅地並み課税になっていると思います。現況課税ですから。事務局、それでいいですね。

事務局 固定資産税の土地の課税については、現況課税ですので、登記地目で判断するものではありません。

岡本委員 このまま登記地目が田のままであったら、どのような弊害があるのでしょうか。

議長 田のままでは農家以外には売れないなどがあります。

岡本委員 わかりました。

議長 ほかにご意見はございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第69号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第69号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第70号を議題といたします。

議案第70号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第71号を議題といたします。

議案第71号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第71号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書23ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数2戸。農地の中間的受け皿となる戸数0戸。貸し手に当たります、利用権を設定する戸数4戸。筆数6筆、面積5,747平米です。

続きまして、24ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書25ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、利用権の設定を受ける者のうち■■■■氏については、現在の経営耕地面積は0平米ですが、今年5月まで■■氏の父親が今回の対象地を借り受けており、世帯で一緒に耕作されています。父親の高齢化によりいったん解約しての利用権設定となったため、現面積は0平米ですが、耕作経験は十分あることから、農業委員会事務局と協議し、新設農家の聞き取りは省略いただいております。

以上、概要説明とさせていただきます。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料6ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。

議案第71号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。議案書25ページの4番、このたび利用権を設定する■■■■在住の相続人代表の■■■■さんは、■■■■で■■筆、■■■■平米で相続税の納税猶予の特例措置を受けておられ、私たち農業

委員は3年ごとに営農の継続性の確認を行っているところです。委員のみなさんご承知のとおり、相続税の納税猶予を受けるためには、市街化区域内農地においては20年間対象農地を自らが所有し自ら耕作することが条件となっています。また、市街化調整区域内については、生涯にわたり自らが所有し自ら耕作することが条件とされています。今回上程されています利用集積計画の4番については、納税猶予対象の農地となっているのかどうかをまず確認させていただきます。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局よりご説明いたします。ただいまのご質問ですが、4番の[REDACTED]の3筆については、納税猶予の適用を受けておりません。以上、報告いたします。

藤本委員 了解いたしました。このたび相続税の納税猶予の対象となっていない農地であることを確認いただいたところです。今後とも、農地法並びに関連する法令を所管する農業委員会事務局と農業経営基盤強化促進法を所管する農林水産課が、連携を密にして農地行政の適格かつ円滑に運用されることを要請し、私の意見といたします。以上です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようですので、議案第71号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第71号について、原案のとおり決定いたします。

議長 ここで、再度事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。農林水産課振興係着席。)

議長 次に、議案第72号を議題といたします。

議案第72号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課振興係の安富 と申します。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第4項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

説明の前に、議案書に数点修正箇所がありますので、差し替え文書を配付させていただいております。議案書27ページから30ページの差替えとして2枚をお配りしております。恐れ入りますが、差し替え後の資料を基に進めさせていただきます。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第72号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案27ページ及び審議参考資料の7ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、XXXXXXXXXX。申請者は、XXXXXXXXXX様です。XXXXXXXXXX様は、平成31年2月に認定新規就農者の認定を受けておりましたが、その認定が令和4年7月11日で切れてしまうため、認定新規就農者の次のステップとして、この度農業経営改善計画の提出がありました。

続きまして、議案28ページをご覧ください。①農業経営体の営農活動の現状及び目標について、目標とする営農類型は、肉用牛（繁殖）です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について、但馬牛の繁殖雌牛の飼養頭数の現状は14頭、生産量は0頭で、目標は飼養頭数30頭、生産量は3頭です。但馬牛の子牛の飼養頭数の現状は13頭、生産量は5頭で、目標は飼養頭数24頭、生産量は30頭です。

続きまして、議案29ページをご覧ください。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、子牛出荷成績を維持しながら、増頭します。また、現状ではコロナの影響で販売単価が下がっている子牛販売単価ですが、コロナ明けの単価の回復を期に、出荷数を増やす予定で出荷成績としては平均1頭あたり90万円、出荷時体重270kgを目標とします。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現在は、簿記基調は税理士に委託していますが、今後は財務内容を活用した経営分析を行います。⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置について、現在の1日の従事時間は短いものの、365日従事しています。今後、約10年後には施設の場所を増やし、飼養頭数も増頭していきたいと考えているため、本計画期間内で、雇用者の確保に向けた体制を整えていきたいと考えています。最後に、⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、但馬牛の高能力牛の導入を進め、経営規模を50頭に拡大します。また飼養管理、ビタミンコントロール、ワクチンルーティーンを引き続き実施していきます。さ

らに規模拡大や低コスト・省電力化を図るため税理士と連携し、経営分析を実施します。原油高等による飼料の高騰の煽りもありますので、飼料代低減に向け、地域の耕種農家と連携し、稲わらを確保していきます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。■■■■氏の農業経営改善計画について、令和4年6月16日、■■■■にある畜舎の現地調査後、しろやま農業研修センターにて聞き取り調査を行いました。聞き取りは、井相田委員と私が、また農業委員会事務局2名、農林水産課職員2名、JA兵庫南加古川営農経済センターの松田センター長同席のもと、本人から経営の現状及び今後の計画内容について聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

■■■■氏は、父親が加古川食肉センターで畜産関係事業を営んでいた関係で、その業務に従事しながら建築士の資格を取得し、建築業と但馬牛の繁殖経営に5年前に取り組み始め、平成31年に■■■■で自ら畜舎を建築し、加古川市長から青年等就農計画の認定を受けて、人工授精師の資格を有する奥様と2人で但馬牛の繁殖経営に取り組んで来られました。このたび、青年等就農計画の期間満了を迎え、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画書を策定され、加古川市長へ肉用牛の営農類型で計画の認定申請がなされたところです。

計画内容は、青年等就農計画の延長として、但馬牛の繁殖経営の拡大を目指す計画となっています。具体的な内容については、但馬牛の繁殖雌牛の増頭、14頭から30頭に増やすとともに、1年1産技術を定着させる。自家産子牛の育成数の拡大、13頭から24頭に増やし、子牛販売額の増大を目指す。牛ごとの個別飼養管理の徹底、具体的にはステージ毎の餌の量・配合割合、ビタミンコントロール、ワクチン接種ルーティンなどを行う。輸入粗飼料は現在はオーストラリア・中国から輸入していますが地元加古川・稲美からの調達に切り替えコストの低減を図る。税理士と連携した財務内容の改善を図る。

以上のような計画を実行することにより、計画期間満了時、令和9年には、コロナ禍の中で現在■■■■円の赤字経営から■■■■円の黒字経営にV字転換させる目標となっており、上記の技術改善やコスト低減を図れば、目標達成可能な農業経営改善計画となっており、その計画は適正なもの判断します。

なお、このヒアリングに際し、井相田委員からも地域で連携し、加古川和

牛の生産振興の拡大に努めたいとの激励の言葉がありました。

以上、聞き取り調査の結果報告とします。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第72号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第72号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時23分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和4年6月24日

署名委員 (8番)

署名委員 (13番)